

伊丹市病院管理規程第4号

市立伊丹病院特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月27日

伊丹市病院事業管理者

樂木 宏実

市立伊丹病院特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程（令和８年伊丹市病院管理規程第４号）

市立伊丹病院特殊勤務手当支給規程（昭和６２年伊丹市病院管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表			別表		
種類	支給対象職員の範囲	支給額	種類	支給対象職員の範囲	支給額
(略)			(略)		
診療科特別 手当	(略)	(略)	診療科特別 手当	(略)	(略)
			<u>地域医療体 制確保加算 手当</u>	<u>医師のうち、消化器外科に従事する もの</u>	<u>月額5,000円</u> <u>ただし、業務に従</u> <u>事した日数がその</u> <u>月の勤務を要する</u> <u>日数の2分の1未</u> <u>満の場合は支給し</u> <u>ない。</u>
(略)			(略)		

付 則

この規程は、令和８年９月１日から施行する。